

患者さんへのご案内

当院では

特定看護師が特定行為（診療の補助）を実施しています

特定行為とは

厚生労働省「特定行為に係る看護師の研修制度」を修了した看護師が、医師があらかじめ作成した手順書（指示）に従い、患者さんへ診療の補助（特定行為）を行うことです。

特定行為が可能になった看護師を、当院では「**特定看護師**」と呼んでいます

対象となる行為

- ・気管カニューレ交換
- ・胃瘻の交換
- ・褥瘡（床ずれ）の壊死組織の除去
- ・脱水に対する点滴投与
- ・手術後の痛みのコントロール



皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします

特定行為に係るご相談は下記まで相談ください

患者相談窓口

【受付時間】 月曜から金曜日（休日除く） 8:30～17:00

【受付場所】 総合受付横 医療相談室